

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年6月26日～令和11年4月30日

2. 当法人の課題

- ・女性職員の割合が多く、管理職に占める女性の割合は男性に比べ高いが、育児休業取得率が低い。
- ・仕事と家庭を両立する環境が整っていると言い難く、離職するケースがある。

3. 目標と取組内容

【目標】

男女ともに育児休業取得率を80%、職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度の利用実績を100%アップさせる。

【取組内容・実施時期】

令和6年6月～ 育児休業、仕事と家庭の両立を支援するための制度の取得率を調査する。

令和6年7月～ 利用可能な両立支援制度を職員へ周知する。

令和6年8月～ 定期的に管理職に対して育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。